第1261号
受付
20.12.8
小郡三井医師会

福県医発第1872号（地）
平成２０年１２月５日

各医師会長　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　横　倉　義　武
（公印省略）

福岡県医師会保険診療の手引き（平成２０年９月初版）における
正誤表の送付について

平成２０年１０月９日付福県医発第１４５３号（地）にてご連絡させていただきました「保険診療の手引き（平成２０年９月初版）」につきまして、一部誤りがございましたので、別紙のとおり正誤表をお送りいたします。

つきましては、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、追加でお申し込みいただいている分につきましては、１０７頁及び１０８頁の箇所を訂正したものをお送りいたします。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事　毛利康茂
医療保険副担当理事　島田昇二郎
後期高齢者医療副担当理事　名取一幸
会長　丸山　泉

『保険診療の手引き』（平成20年９月初版）　正誤表

ｐ１

（誤）１　わが国の医療保険制度
（１）医療保険制度の種類　表中
結核予防法

↓

（正）　感染症法

ｐ１０７

（誤）①患者が初めてコンタクトレンズを処方されたときのみ[イ．初回装用者の場合]が算定できる。それ以降はすべて[ロ．既装用者の場合]で算定する。他院で既にコンタクトレンズを処方され、コンタクトレンズ装用を継続しているときは、例え初診でも[ロ．既装用者の場合]で算定する。

↓

（正）①コンタクトレンズ装用を目的に受診した場合、初回装用、既装用を問わず、コンタクトレンズ検査料１の施設基準を取得している医療機関は２００点、コンタクトレンズ検査料２を取得している医療機関は５６点を算定出来ます。

ｐ１０８

（誤）②コンタクトレンズの装用を継続しているとき、眼鏡処方のための検査、その他の検査を行っても、[コンタクトレンズ検査料　ロ．既装用者の場合]で算定する。但し明記された除外項目に該当する例はコンタクトレンズ検査料で包括せず、個々の眼科学的検査により算定する。

↓

（正）②コンタクトレンズの装用を継続しているとき、除外項目に該当する新たな疾患の発生例においては、コンタクトレンズ検査料で包括せず、個々の眼科学的検査により算定出来ます。